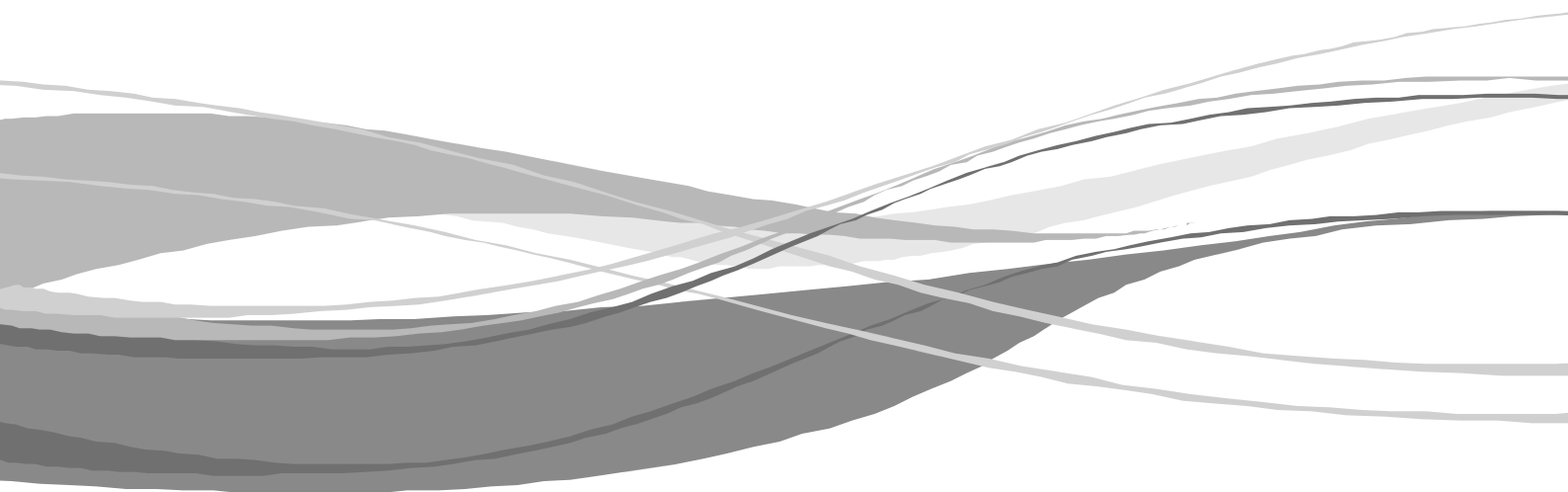


# 資料編



## 用語集

### あ行

NPO	Non Profit Organizationの略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与えて活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立した。
-----	--

### か行

介護相談員	利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをする専門家。
家庭児童相談室	子どもの心と体の発達相談や子どもの養育に関することなど、子どもに関わる悩み相談を専門的に行う。
共助	地域や身近にいる人同士が一緒に取り組むこと。
協働	市民、市民活動団体、行政、社会福祉協議会など複数の主体が役割や目標、責任を分担し、ともに力を合わせて活動することをいう。
共同募金	社会福祉法に定められた毎年10月1日から12月31日まで全国規模で行われる民間福祉資金の募金。募金の配分は民間福祉事業や更生保護事業を行っている施設・団体へ配分される。また、社会福祉協議会を通じて市町の地域福祉活動に使われている。
公助	国や行政機関が取り組むこと。
子育て支援センター	3歳未満の乳幼児の遊び場、子育て中の母親に交流の場を提供し、育児相談・育児指導支援などを専門的に行う。

### さ行

災害時要援護者	災害時に、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとる際に支援を要する人々のこと。
自助	一人一人が自ら取り組むこと。
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。

市民福祉活動ネットワーク	自治会や町内会、民生委員・児童委員、個人で活動するボランティア、社会福祉協議会、行政等、幅広い主体との連携やネットワークのこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。略して「社協」と呼ばれる。
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉の基礎構造改革に基づいて、平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。
主任児童委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は3年。児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童福祉関係機関との連絡調整や地域を担当する民生委員児童委員と一体になって、児童福祉を推進する活動を行う。
障害生活支援センター	障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とした施設のこと。
小地域福祉活動	住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動のこと。
生活福祉資金貸付	低所得世帯、障がい世帯又は高齢世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようする制度のこと。
生活保護	思いがけない病気や事故、あるいは身体の障がいなど、いろいろな事情により、自分の力だけでは生活の維持が難しくなった場合に、最低限度の生活を保障し、援助する制度のこと。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようするなど、これらの人を不利益から守るもの。
セーフティーネット	網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。

## た行

地域座談会	地域住民が集まり、生活している中で困っていることや気になっていることを話し合う場のこと。
地域福祉活動計画	社会福祉協議会を中心とした民間活動の方針や具体的な活動内容を定める計画のこと。
地域福祉計画	地域福祉の推進に関する事項として、福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進事項を一体的に定める計画のこと。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できるよう、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げるシステムのこと。
地域包括支援センター	介護保険法に基づき、高齢者の医療・保健・福祉・虐待防止などの包括的な管理のため、必要な支援が継続的に提供されるよう保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが連携して包括的・継続的マネジメントなどを行う中核的機関のこと。
地区社会福祉協議会	地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに支えあうことを目的とした団体のこと。

## な行

日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送れるよう支援する制度のこと。
------------	--

## は行

避難行動要支援者	災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による支援が受けられない人々のこと。
福祉教育	地域で共に暮らす子どもから高齢者、障がい者（児）がお互いに助け合うことの大切さを感じ、地域に暮らす一人として出来ることを考え、体験することにより、社会全体の中で共に生きることを学ぶ教育のこと。

福祉事務所	社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」で福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉行政機関のこと。
福祉専門職アンケート	高齢者、障がい者（児）、児童福祉、ボランティア団体の専門職に対して、活動時の課題や悩み等を把握するためのアンケート。
ボランティア	語源は、自ら進んで社会事業などに参加することで、「自発性」「社会性」「無償性」「先駆性」などの要素を持った住民活動で、その活動は福祉に限らず、医療・環境・教育・消費生活、その他さまざまな分野があり、活動形態も個人からグループ活動など地域福祉を進める上で不可欠な力です。

## ま行

マンパワー	社会福祉援助活動を支える人的資源のこと。
見守り支援ネットワーク	市民の誰もが、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域住民や民間事業者及び行政等のネットワークのこと。
民生委員・児童委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は 3 年。家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、アドバイスや調査などを行う。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成のため主任児童委員と協力し、地域活動を行う。

## 策定経過

(策定期間：平成 25 年 1 月～平成 26 年 3 月)

月・日	調査・会議名	内 容
平成 25 年 1 月 8 日～ 1 月 22 日	市民アンケート調査	[対象者] 市内 20 歳以上の一般市民より 1,500 人 を無作為抽出
7 月 1 日	第 1 回牧之原市地域福祉推進協議会 地域福祉活動計画策定委員会	(1)委嘱状交付 (2)会長・副会長の選出 (3)アンケート報告、策定スケジュール等 について
8 月 9 日～ 9 月 20 日	専門職アンケート調査	[対象団体] ・牧之原市民生委員児童委員協議会 ・市内高齢者、障がい者（児）福祉施設 ・福祉団体、ボランティア団体代表者 ・牧之原市地域福祉計画推進協議会委員、 地域福祉活動計画策定委員会委員
8 月 28 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会 ワーキンググループ	(1)委員長・副委員長の選出について (2)第 2 次牧之原市地域福祉計画の策定概 要・スケジュール等について
8 月 28 日～ 10 月 24 日	地域座談会 8 月 28 日（水）勝間田地区 9 月 10 日（火）地頭方地区 9 月 13 日（金）牧之原地区 9 月 17 日（火）萩間地区 9 月 21 日（土）片浜地区 9 月 24 日（火）川崎地区 10 月 11 日（金）相良地区 10 月 16 日（水）細江地区 10 月 23 日（水）菅山地区 10 月 24 日（木）坂部地区	[実施地区] 市内小学校区 10 地区 [参加者数] 延べ 277 人 [テーマ] 1 地域の人材で困っていること 2 地区の運営で困っていること 3 災害が発生した場合に困っていること 4 その他皆さんが困っていること

月・日	調査・会議名	内 容
10月2日	身近な福祉について語ろう	[参加者] 84人 ・ 榛原中学校福祉委員(22人) ・ 吉田高校福祉科生徒(12人) ・ 牧之原市社会福祉協議会職員(5人) ・ 榛原地区民生委員児童委員協議会(39人) ・ 社会福祉課職員(6人) [テーマ] 福祉のまちってどんなまち。それに向けて私たちができることは・・・
10月23日	第1回牧之原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画作業部会	(1)委嘱状の交付 (2)趣旨説明 (3)座談会、アンケート結果の報告 (4)今後の予定
11月6日	第2回牧之原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画作業部会	(1)地区の運営で困っていること
11月9日	第2回牧之原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画作業部会	(1)災害が発生した場合に困っていること
11月11日	第2回牧之原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画作業部会	(1)地域の人材で困っていること
11月22日	第2回牧之原市地域福祉推進協議会 地域福祉活動計画策定委員会	(1)牧之原市地域福祉計画骨子案について (2)第2次地域福祉計画施策体系整理について (3)今後の予定について
12月16日	第3回牧之原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画作業部会	(1)作業部会及び検討結果の報告について
12月17日	第2回地域福祉計画ワーキング グループ	(1)第2回地域福祉計画推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会の報告について (2)第2次地域福祉計画素案について (意見交換)
平成26年 1月31日	第2回地域福祉計画策定委員会	(1)第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
2月5日	第3回牧之原市地域福祉推進協議会 地域福祉活動計画策定委員会	(1)第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
3月4日	第4回牧之原市地域福祉推進協議会 地域福祉活動計画策定委員会	(1)第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

## 牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	水野 隆	牧之原市地区長会代表	
副会長	鈴木 保	牧之原市相良ボランティア連絡会代表	
委 員	鈴木 敏子	牧之原市榛原ボランティア連絡会代表	
委 員	長澤 道子	社会福祉法人牧ノ原やまばと学園代表	
委 員	矢部 明弘	牧之原市民生委員児童委員協議会代表	H25. 11. 30 まで
委 員	杉本 正	牧之原市民生委員児童委員協議会代表	H25. 12. 1 から
委 員	櫻井壽恵男	牧之原市老人クラブ連合会代表	
委 員	守屋 博久	NPO 法人精神保健福祉みどり会代表	
委 員	八木 拓江	牧之原市介護サービス事業所連絡会代表	
委 員	片瀬 紀子	みらい子育てネット牧之原代表	
委 員	今野 朝子	牧之原市女性団体連絡協議会代表	
委 員	工藤 吉乃	株式会社伊藤園代表	
委 員	小泉 晴美	牧之原市校長会代表	
委 員	若杉 正則	地域住民代表	
委 員	辻 善美	地域住民代表	
委 員	小林 亨二	中部健康福祉センター所長	
委 員	大石 朗	牧之原市福祉こども部長	
委 員	高橋 澄	牧之原市社会福祉協議会代表	
アドバイザー	菱沼 幹男	日本社会事業大学	



## 地域福祉活動計画作業部会部員名簿

任期：平成 25 年 10 月 23 日～平成 26 年 3 月 31 日

(敬称略)

基本目標	氏名	区分
安心して暮らせる未来のまちをつくろう	鈴木 正樹	災害ボランティアコーディネーター
	青木由紀枝	災害ボランティアコーディネーター
	大石 武久	民生委員児童委員協議会
	牧野 英恵	民生委員児童委員協議会
	袴田 みよ	当事者
	藤原 良一	当事者
	小池 敏子	当事者
	増田 規子	手話通訳者
	鈴木 浩	市社会福祉課
	鈴木 弘美	生活支援センターつばさ
	大塚 安博	社協地域福祉課
横山 信子	社協地域福祉課	
共に助け合う地域をつくろう	杉本 正	地区社協・区の役員
	鈴木 正義	地区社協・区の役員
	今村 知栄	社協事業協力者
	八木 あき	社協事業協力者
	蓮池 悟志	当事者
	櫻井 康章	市社会福祉課
	名波 尚代	包括支援センターさがら
	加藤 孝通	社協地域福祉課
吉添由希子	社協地域福祉課	
地域福祉を支える担い手をつくろう	杉林 宣子	ボランティア連絡会
	吉田 和子	ボランティア連絡会
	増田 隆	福祉施設職員
	山本栄和男	福祉施設職員
	横山夏日子	サロン協力員
	大石 美春	サロン協力員
	小林 崇祐	市社会福祉課
	太田美佐江	相良デイサービスセンター
	大関 健吾	社協地域福祉課
	増田なつみ	社協地域福祉課

## 牧之原市地域福祉推進協議会設置要綱

---

(設置)

第1条 牧之原市における地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、牧之原市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域福祉計画の策定及び計画の管理推進等について協議し、検討する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 学識経験者

3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選による。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席要請)

第5条 協議会が特に必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉子ども部社会福祉課で所掌する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成18年3月24日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 この要綱は、牧之原市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が、牧之原市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、牧之原市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定することを目的に、牧之原市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置するについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び計画の維持管理等について協議し、検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから牧之原市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 学識経験者

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選による。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定し委員会の解散の時までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明聞くことができる。

(作業部会)

第6条 計画の策定作業のために、委員会のもとに作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、別表に掲げる者及び牧之原市社会福祉協議会職員をもって組織する。

3 部会は、作業部員の互選により、部長及び副部長1名を定める。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

5 部会の会議は、部長が招集し、会議の座長となる。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、牧之原市社会福祉協議会事務局において所掌する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

---

---

## 第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発 行 : 牧之原市・牧之原市社会福祉協議会

住 所 : 牧之原市(社会福祉課)

〒421-0422

牧之原市静波 991 番地1

総合健康福祉センター さざんか内

TEL 0548-23-0070

FAX 0548-24-1005

牧之原市社会福祉協議会

〒421-0524

牧之原市須々木 140

牧之原市相良総合センター い〜ら内

TEL 0548-52-3500

FAX 0548-52-5585

発行年月 : 平成 26 年 3 月

---

---